

船舶事故調査報告書

平成30年11月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年4月21日 05時00分ごろ
発生場所	三重県志摩市麦埼北北東方沖 麦埼灯台から真方位029° 200m付近 （概位 北緯34° 14.9′ 東経136° 50.9′）
事故の概要	漁船 ^{はまや} 浜弥丸は、航行中、干出岩に乗り揚げた。 浜弥丸は、船長が負傷し、船底部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年4月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 浜弥丸、2.2トン ME3-53540（漁船登録番号）、個人所有 9.84m（Lr）×2.20m×0.85m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和59年9月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年3月6日 免許証交付日 平成29年2月28日 （平成34年3月14日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	船底部外板に破口、機関に濡損等
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視程 5m以下 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：05時15分ごろ、常用薄明開始時刻：04時49分ごろ 志摩市には、4月21日04時55分に濃霧注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成30年4月21日02時30分ごろいせえび刺し網漁の目的で志摩市深谷漁港を出港した。 本船は、麦埼東北東方沖の漁場に到着し、操業していたところ、霧で視程が5m以下になったので、04時20分ごろ操業を中止し、レ

	<p>ーダー、GPSプロッター等を装備していないので船位を確認する手段がなかったが、船長が、手動操舵に当たり、深谷水道を經由して深谷漁港に帰港することとした。</p> <p>本船は、船長が、漁場とその北方に位置する深谷水道との間に陰礁群があるので同陰礁群の西側を航行することとし、マグネットコンパスを頼りに北西方に向けて微速力前進で航行を続けていたところ、05時00分ごろ麦埼北北東方沖の干出岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船が乗り揚げた後、しばらくして周りが明るくなり、陸岸を視認できる状況となったので、自船の位置が分かり、船首が西を向いた状態で乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用し、干出岩上に降りて膝下まで海水に浸かった状態で、本船の右舷側付近で本船を押して離礁させようとしたところ、左舷船尾方から磯波を受けて船体が移動し、船長の右足が船体と干出岩との間に挟まれた。</p> <p>甲板員は、救助を要請するために浅瀬を歩いて上陸し、また、船長は、自らが携帯電話で僚船に救助を要請し、その後、船長は、僚船により志摩市片田漁港に運ばれた後、救急車で病院に搬送されて右足関節骨折と診断され、約1か月の入院加療を要した。</p> <p>本船は、船長が僚船に救助された後、右舷側に傾いて転覆し、その後、僚船により引き出されて深谷漁港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.1mであった。</p> <p>船長は、本事故現場付近で約40年の操業経験があったが、これまで、出漁中に本事故当時のような濃霧となった経験はなかった。</p> <p>船長は、ふだん、出漁前に気象及び海象をテレビで確認して出漁の可否を決定しており、本事故当日も出漁前にテレビで濃霧注意報が発表されていないこと等を確認していた。</p> <p>本船が深谷漁港を出港してから操業を開始するまでの間の視界は、良好であった。</p> <p>船長は、本事故当時、陰礁群を回避するように北西方に向けて西進と北進を繰り返して変針しているつもりであったが、変針の度に、振れが収まる前のコンパス方位を読み取り、漁場から西方に位置する干出岩に向かう針路となってしまったのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、霧で視界が制限された状況下、麦埼東北東方沖の漁場において、船長が、視界の回復を待たずに発航したことから、同漁場西南</p>

	西方の干出岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、霧で視界が制限された状況下、本船が、麦埼東北東方沖の漁場において、船長が、視界の回復を待たずに発航したため、同漁場西南西方の干出岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーダー、及びGPSプロッター等の自船の船位が確認できる装置を装備していない船舶は、霧で視界が制限された際、錨泊するなどして視界の回復を待つか、レーダー等を装備した僚船等に伴走を依頼すること。 ・霧中、夜間等に航行する船舶は、レーダー、及びGPSプロッター等の自船の船位が確認できる装置を装備することが望ましい。 ・乗り揚げた場合、無理に離礁を試みず、早期に救助を要請すること。

付図1 事故発生経過概略図

